

国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

事務・事業名	クリーニング師の試験事務	担当部局・担当課室	医薬・生活衛生局生活衛生課
		評価実施時期	令和4年3月
根拠法令等	クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条の2	類型	試験（資格付与）
		指定等の形態	指定
事務・事業の概要	<p>○事務・事業の創設時の趣旨</p> <p>クリーニング業法第7条により、衛生法規に関する知識等の科目について都道府県知事がクリーニング師の試験を行うこととされているが、当該試験の全部を都道府県が行うことが困難な場合を想定し、同法第7条の2により、試験事務の一部又は全部を厚生労働大臣が指定した指定試験機関に委任することができることとしたもの。</p> <p>○事務・事業の内容</p> <p>厚生労働大臣の指定を受けた者が、都道府県知事からの委任により、クリーニング師試験の全部又は一部を実施する。</p>		
事務・事業の目的	試験事務の全部又は一部を、指定試験機関に行わせることができるようにすることで、適正な試験の実施を確保しつつ都道府県における試験事務の負担軽減を図る。		
関連する政策目標等	-		
法人の指定等の状況	これまで指定した実績なし		
指定・登録等の基準に対するよくある問合せと回答	特になし		
料金等・積算根拠	-		
事務・事業の実績等	これまで指定した実績なし		
国からの補助金等	-		

<p>事務・事業の見直し状況（これまでの検証）</p>	<p>「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成18年8月15日閣議決定）に基づき、事務・事業の定期的検証を行っているところである。</p>
<p>事務・事業の必要性・有効性等</p>	<p>クリーニング業法上、クリーニング師試験は、都道府県知事が行うこととされている。全国均一の水準により資格の付与を確保する必要があるが、各都道府県で一定の試験事務が発生するため、都道府県の人員不足等により、試験事務を適切に行うことができない状況が生じるおそれがある。よって、必要に応じ、試験事務を適切に行うことができる法人をあらかじめ指定し、都道府県が当該指定試験機関に委任することができるようにすることで、適正な試験の実施を確保する必要がある。</p>
<p>事務・事業の執行体制の妥当性等</p>	<p>クリーニング業法では、クリーニング師試験の試験委員の要件等を定めるとともに、あらかじめ試験事務規定を確認することとしているが、指定を受ける法人は、これらの基準を満たすかどうかを客観的かつ厳格に確認した上で指定を受けることとされており、適切な法人選定が行われる仕組みとなっている。</p> <p>また、厚生労働大臣は試験事務の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、指定試験機関に対して報告を求めることができることとしており、事務の適正な実施が担保されている。</p> <p>※ これまで指定の実績はないが、複数の都道府県から指定試験機関の指定についての要望があり、適正な試験の実施のために、法人を指定して事務を委任できるようにすることに妥当性がある。指定を希望する法人から申請があった際は、指定に向けた検討を進める。</p>
<p>政策効果の把握の手法及びその結果</p>	<p>特になし</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>特になし</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p>	<p>特になし</p>

評価結果の 総括 (現状分析 (事務・事 業の評価) と今後の方 向性)	上記の評価を踏まえ、本事務・事業は定期的検証を行いながら継続する。
備考	